

4 介号外
令和 4 年（2022 年）10 月 3 日

介護サービス事業所・施設等の長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス
継続支援事業費補助金」に係る申請予定額調査の実施について（依頼）

平素より長野県健康福祉行政に対し、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、新型コロナウイルス感染症への対応として、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対して補助することを目的として、標記補助金交付要綱に係る改正を実施しましたが、今般、標記補助金の申請予定額を把握することを目的として、下記のとおり今年度 9 月までの感染症対応により支出した（支出予定含む）掛かり増し経費に対応した申請予定額に係る調査を実施しますので、申請予定の法人におかれましては御協力をお願いします。

記

1 対象事業所等

以下（1）～（3）に該当する事業所・施設等に限ります。

（1）新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）

- ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）・・・別添 1 参照（※感染発生施設では当該メニューは利用できませんので御留意願います。）
- ⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等・・・別添 2 参照（※通常定額補助分と追加定額補助分が存在しますので、要件をよく御確認ください。）

（2）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系

サービス事業所

(1) ①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であつて、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

- ・(1)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※1 詳細は、交付要綱の別表1及び別表2を御確認ください。

※2 新型コロナウイルス感染症発生に伴う休業・減収に対する補償メニューは存在しませんので御留意願います。

2 対象経費

令和4年4月1日から令和4年9月30日までに、新型コロナウイルス感染症対応において発生したかかり増し経費（通常の介護サービス提供では想定されない経費）を対象とします。

※1 対象経費の詳細は、県交付要綱の別表1及び別表2を御確認ください。

※2 対象経費に関し、現時点において実際に支出されているかは問いません。

3 提出書類について

- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付申請書（様式第2号）
- (2) 交付申請額総括表（別紙1）
- (3) 事業所・施設別申請額一覧表（別紙2）
- (4) 事業所・施設別個票（別紙3）
- (5) (参考様式)療養者リスト（小規模（定員29人以下）用、大規模（定員30人以上）用）・・・施設内療養に係る定額補助を申請予定の場合に限る

(注1) 複数の施設・事業所を設置・運営している法人におかれましては、当該施設・事業所分を取りまとめの上、提出願います。

(注2) 申請予定額に係る根拠書類（発注書・納品書・領収書、給与明細等）の提出は不要です。

なお、上記書類を含めた交付要綱等は、長野県ホームページに掲載しておりますので、当該ページからダウンロードすることも可能です。

○県ホームページURL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/ichijihosei.html>

4 回答方法等

電子メールにより、介護支援課施設係（担当：榊）宛てデータにて提出願います。
（メールアドレス：kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp）

5 提出期限

令和4年10月17日（月） 【期限厳守】（回答期間が短く大変恐縮ですが、御協力をお願いします。）

6 その他

- (1) 別添2（別表1関連）において、「2 助成の内容及び要件・・・（中略）・・・
⑥・・・（中略）・・・また、令和4年4月8日から令和4年7月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。」に記載の「7月末日」は「9月末日」に読み替えていただきますようお願いいたします。（当該部分の改正を予定しているため、上記対応をお願いしますものです。）
- (2) 「在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用補助」を申請予定の法人におかれましては、「Q&A（厚生労働省作成）No53」を御確認ください。
- (3) 不明点は下記担当宛てに御連絡をお願いします。

介護支援課施設係

（課長）油井 法典（担当）榊 大裕

電 話 026-235-7113

F A X 026-235-7394

E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp